

2023 年 12 月 29 日
九州 F G 証券株式会社

最良執行方針の改定についてのお知らせ

平素よりご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

さて、金融商品取引法施行令等の改正により、最良執行方針への記載事項の追加等が行われました。これを受けて弊社におきまして以下の通りの改正を行いましたので、ご案内申し上げます。

記

最良執行方針

(下線部分を追記)

新	旧
1. 対象となる有価証券 国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、E T F (株価指数連動型投資信託受益証券) 及び R E I T (不動産投資信託の投資証券) 等、金融商品取引法施行令第 16 条の 6 に規定される「上場株券等」(外国証券を除きます。以下同じ。) <u>なお、当社におきましてはフェニックス銘柄である株券、新株予約権付社債券等、金融商品取引法第 67 条の 18 第 4 号に規定される「取扱有価証券」は原則として取扱いしておりません。</u> 3. 当該方法を選択する理由 金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで	1. 対象となる有価証券 国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、E T F (株価指数連動型投資信託受益証券) 及び R E I T (不動産投資信託の投資証券) 等、金融商品取引法施行令第 16 条の 6 に規定される「上場株券等」(外国証券を除きます。以下同じ。) 3. 当該方法を選択する理由 金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで

新	旧
執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。 <u>なお、P T S（私設取引システム）を含め複数の取引所金融市場等から最良気配を比較し、より価格を重視することはお客様にとって最良の執行となり得ると考えられますが、当社でこのような執行をするためにはシステム開発等を行う必要があります、当社で検討した結果、システム開発等を行うことによりお客様にお支払いいただく手数料等の値上げが必要と考えています。システム開発等に伴う費用等について精査した結果、お客様にとっては、複数の取引所金融市場等から最良気配を比較することによる価格改善効果よりも、手数料等の値上げによる影響の方が大きいと考えられるため、P T Sへの取次ぎを含む取引所外売買の取扱いをせず、国内の金融商品取引所市場に取り次ぐことが最も合理的であると判断されます。</u>	執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

九州F G証券 コンプライアンス部

TEL 096-285-9302